

中小企業いばらき

3

2017 March
No.700



Photo: 第121回水戸の梅まつり

【ビジネス大百科】

中小企業・小規模事業者関係の 平成29年税制改正のポイント

CONTENTS

- ビジネス大百科 1
- ニュースフラッシュ 8
- インフォメーション 10
- 組合実務Q&A 13
- 日本列島組合最前線 15
- 理事長インタビュー 17
- 業況レポート 18
- 中央会だより 20

茨城県中小企業団体中央会

<http://www.ibarakiken.or.jp/> (いばらきビジネス大百科) 〒310-0801 水戸市桜川2-2-35 TEL.029-224-8030

中小企業・小規模事業者関係の 平成29年税制改正のポイント

平成28年12月22日、与党がまとめた税制改正大綱が閣議決定されました。

平成29年1月20日に召集された第193回通常国会に、同大綱の法案が提出されました。2月16日現在、法案は審議中で、3月末までの成立を見込んでいます。

本号では、閣議決定された税制改正大綱の中から、中小企業・小規模事業者、また、事業協同組合に関連するポイントを掲載します。

※なお、今回掲載した大綱は、法案成立時には変更されている場合がありますので、ご了承ください。

I. 1. 「攻めの投資」を支援する税制措置

- ① 中小・小規模事業者の「攻めの投資」を後押しするため、中小企業投資促進税制の上乗せ措置を改組し、「中小企業経営強化税制」を創設。対象設備を拡充し、一定の器具備品・建物付属設備を追加（適用期限は2年間）。固定資産税の特例対象設備も、地域業種を限定した上で、中小企業経営強化税制と同様に拡充することで、サービス業も含め、幅広く中小企業の生産性向上を力強く後押しする。
- ② 中小企業投資促進税制、商業・サービス業・農林水産業活性化税制も適用期限を2年間延長する。

1-① 中小企業の生産性向上のための固定資産税の特例

GDP600兆円の達成に向けて、中小企業の生産性向上は喫緊の課題。特に、赤字法人を含む商店・飲食店・介護事業者などの中小サービス業の生産性向上を促すため、中小企業等経営強化法の認定を受けた事業者が取得する機械装置に係る固定資産税の特例措置を拡充し、対象設備に一定の器具備品・建

【追加する対象設備】

- 中小企業者が認定計画に基づき、平成30年度末までに取得する一定の器具備品・建物付属設備等
※中小企業者：資本金1億円以下等、大企業の子会社除く
- 生産性を高める設備が対象（H29年・30年に新規取得）
（旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上（工業会等による確認）等）

【特例措置】

- 固定資産税の課税標準を、3年間 1/2に軽減。

【対象地域・業種】

- ① 最低賃金が全国平均未満の地域 → 全ての業種
- ② 最低賃金が全国平均以上の地域
→ 労働生産性が全国平均未満の業種
※機械装置については、引き続き全国・全業種対象。

物付属設備等を追加。追加設備については、対象となる地域・業種を限定し、重点的に支援する。（左下表）

※対象地域について

- ① 最低賃金が全国平均（823円）未満の地域（40道県）
→ すべての業種を対象とする
- ② 最低賃金が全国平均（823円）以上の地域（東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、愛知県、大阪府、京都府の7都府県）
→ 労働生産性が全国平均未満の業種に限り、特例の対象とする

1-② 中小企業経営強化税制の創設

中小企業の稼ぐ力を向上させる取組を支援するため、中小企業等経営強化法の計画認定に基づく設備投資を、即時償却等で強力に後押し。

従来の機械装置に加え、器具備品や建物付属設備を広く対象に加えることで、サービス業も含めて広く中小企業の生産性向上に資する措置へと改組。適用期間は平成30年度末まで。

① 生産性向上設備（A類型）

◆要件（下記の1）2）をいずれも満たすこと）

- 1）経営強化法の認定を受けていること
- 2）生産性が旧モデル比で年1%以上改善する設備があること

◆対象設備

- ・ 機械・装置（160万円以上）
- ・ 測定工具及び検査工具（30万円以上）
- ・ 器具・備品（試験・測定機器、冷凍陳列棚など30万円以上）

- ・建物付属設備（ボイラー、LED照明、空調など 60万円以上）
- ・ソフトウェア（情報を収集・分析・指示する機能 70万円以上）

◆措置

即時償却か7%の税額控除（ただし、資本金3,000万円以下の企業もしくは個人事業主は10%税額控除）

②収益力強化設備（B類型）

◆要件（下記の1）2）をいずれも満たすこと）

- 1）経営強化法の認定を受けていること
- 2）投資収益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備であること

◆対象設備

- ・機械装置（160万円以上）
- ・工具（30万円以上）
- ・器具備品（30万円以上）
- ・建物付属設備（60万円以上）
- ・ソフトウェア（70万円以上）

◆措置

即時償却か7%の税額控除（ただし、資本金3,000万円以下の企業もしくは個人事業主は10%税額控除）

※参考 中小企業経営強化法の概要

①国は、基本方針に基づき、14の事業分野ごとに経営力向上の方法等を示した「事業別分野指針」を策定。個別の事業分野に知見のある者から意見を聴きつつ、経営力向上に係る優良事例を指針に反映。経営力向上に資する取組を促している。

②中小企業・小規模事業者は、この事業別分野指針に沿って「経営力向上計画」を作成し、国の認定を受けることができる。認定された事業者は、税制や金融支援等の措置を受けることができる。

1-③ 中小企業投資促進税制適用期限の延長

中小企業投資促進税制は、中小企業における生産性向上等を図るため、一定の設備投資を行った場合に、税額控除（7%）又は特別償却（30%）の適用を認める措置。

対象設備等について一部見直し（上乗せ措置を改組し、中小企業経営強化税制を創設、器具備品を縮減）を行い、適用期限を平成30年末に延長。

◆対象（次の1）2）いずれかに該当するもの）

- 1）中小企業者等（資本金額1億円以下の法人、農業協同組合等）
- 2）従業員1,000人以下の個人事業主

◆対象業種

製造業、建設業、農業、林業、漁業、水産養殖業、鉱業、卸売業、道路貨物運送業、倉庫業、港湾運送業、ガス業、小売業、料理店業その他の飲食店業（料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する事業を除く）、一般旅客自動車運送業、海洋運輸業及び沿海運輸業、内航船舶貸渡業、旅行業、梱包業、郵便業、通信業、損害保険代理業、及びサービス業、（物品賃貸業及び映画業以外の娯楽業を除く）

◆対象設備

- ・機械及び装置（1台160万円以上）
- ・測定工具及び検査工具（1台120万円以上、1台30万円以上かつ複数合計120万円以上）
- ・一定のソフトウェア（70万円以上、複数合計70万円以上）
- ・貨物自動車（車両総重量3.5トン以上）
- ・内航船舶（取得価格の75%が対象）

◆措置

- 1）個人事業主又は資本金3,000万円以下の中小企業
→30%の特別償却又は7%税額控除
- 2）資本金3,000万円超の中小企業
→30%の特別償却

1-④ 商業・サービス業・農林水産業活性化税制適用期限の延長

商業・サービス業・農林水産業を営む中小企業等の活性化を図るため、一定の要件を満たした経営改善設備の取得を行った場合に、特別償却又は税額控除の適用を認める措置。

消費税率の引き上げに向けて、経営改善の取組を行う事業者の設備投資を後押しするため、適用期限を平成30年度末に延長。

◆対象

中小企業等又は個人事業主

◆対象設備

- ・認定経営革新等支援機関による経営改善に関する指導に伴って取得する設備
- ・器具・備品（ショーケース、看板、レジスター等）：1台30万円以上
- ・建物付属設備（空調施設、店舗内装等）：1台60万円以上

◆措置

取得価額の30%特別償却又は7%税額控除
(ただし、7%税額控除の対象は、資本金3,000万円以下の中小企業等又は個人事業主に限る)

2. 所得拡大促進税制の拡充

平成28年度を上回る賃上げを実現するため、企業の賃上げインセンティブを強化。現行制度による賃上げに加え、平成29年度に高い賃上げを行う中小企業を強力に支援。

◆現行制度

- 1) 給与等支給総額が平成24年度から一定割合以上増加
 - 2) 給与等支給総額が前事業年度以上
 - 3) 平均給与等支給額が前事業年度を上回る
- これらを満たす場合、給与等支給額の増加額の10%を税額控除(法人税額の10%が上限。ただし、中小企業は20%が上限)

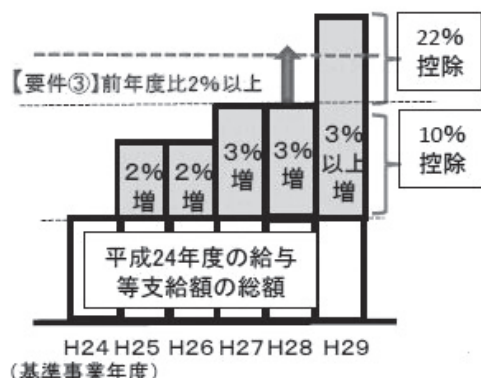
◆改正概要

現行制度の要件3)を改正。平均給与等支給額が前事業年度を上回り、かつ前事業年度比2%以上の増加の場合、前年度からの増加額について税額控除を12%上乘せする。

(1) 賃上げ率2%未満の場合



(2) 賃上げ率2%以上の場合



3. 研究開発税制

あらゆる業種の研究開発投資を後押しするため、第4次産業革命型の「サービス」の開発を支援対象に追加するとともに、投資の増減に応じて支援にメリハリをきかせるなどの見直しを行う。

◆改正概要

- 1) 第4次産業革命型の「サービス」の開発を支援対象に追加
- 2) 増加型を廃止した上で、総額型に投資増加インセンティブを組み込み、試験研究費の増減率に応じて6~14%の範囲でメリハリがつく仕組みを導入
- 3) 中小企業向け支援を強化するため、従来の控除率12%・控除上限25%を維持した上で、試験研究費が5%超増加した場合に控除率(最大17%)・控除上限(10%)を上乘せする仕組みを導入
- 4) オープンイノベーション型の手続き要件を企業実務に合わせて緩和
- 5) 高水準型の適用期限を平成30年度末まで延長

中小企業技術基盤強化税制

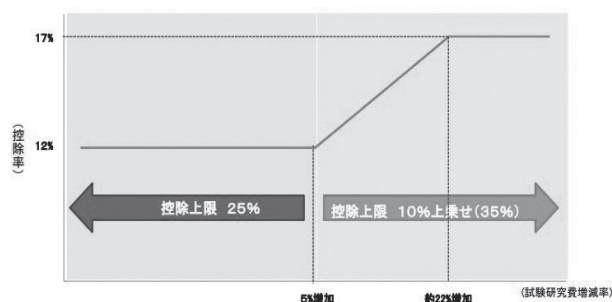
中小企業向け支援を強化するため、従来の控除率12%・控除上限25%を維持した上で研究開発費の増加率が5%を超える場合、控除率17%・控除上限10%を上乘せする。

◆現行制度：研究開発費の増加率が5%以下の場合、研究開発費の12%を控除できる。上限は法人税額の25%まで

※例：試験研究開発費の増加割合が5%を超える場合の控除率(下図参照)

$$12\% + (\text{増加割合} - 5\%) \times 0.3$$

※ただし、控除上限は17%まで



4. 中小企業者等の法人税軽減税率の延長

中小企業者等の法人税率について、年間800万円以下の所得金額に対する税率は15%に軽減されている（軽減税率）。

国際的な経済環境の変化等により、景気の先行きに不透明さが増す中、アベノミクスの地域・中小企業への波及を支えるため、適用期限を平成30年度末まで延長。

○中小企業者等の法人税率は、年800万円以下の所得金額について19%に軽減されている(本則)
○当該税率は時限的な措置として、更に15%に軽減されている(租税特別措置)。

対象	本則税率	租税税率
大法人 (資本金1億円超の法人)	所得区分なし	23.4%
中小法人 (資本金1億円以下の法人)	年800万円超の所得金額	23.4%
	年800万円以下の所得金額	19%

※参考

中小企業向けの租税特別措置の要件見直し

大企業並みの所得（15億円）を継続的（平均3年）に得ながら、中小法人課税の対象となっている企業が存在することを踏まえ、中小企業関係租税特別措置の適用対象の見直しを行う。

平成31年4月1日以後に開始する事業年度から適用。

中小法人向けの税制（主要なもの）

法人税法	1. 軽減税率
	2. 貸倒引当金
	3. 欠損金関係
	4. 留保金課税
租税特別措置法	上乗せ措置
	1. 研究開発税制
	2. 所得拡大促進税制
	中小限定の措置
	3. 軽減税率
	4. 中小企業投資促進税制
	5. 商業・サービス業・農林水産業活性化税制
	6. 少額減価償却資産の特例

※太枠内の6項目のみ

5. 事業承継に係る税制の見直し

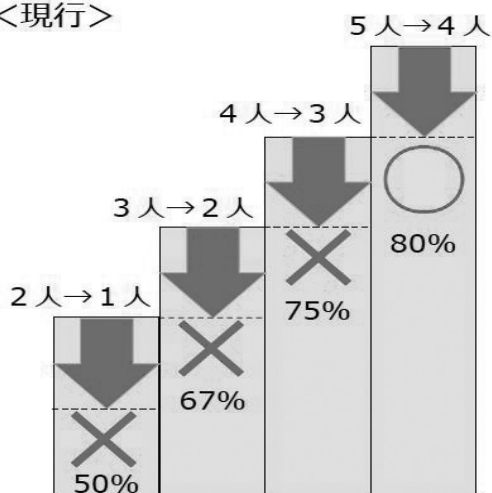
事業承継税制とは、後継者が、経済産業大臣の認定を受けた非上場会社の株式等を現経営者から相続または贈与により取得した場合において、相続税・贈与税の納税が猶予される特例制度。

経営者の高齢化への対応、事業承継の円滑化は待ったなしの課題となっている。この事業承継税制（非上場株式に係る贈与税・相続税の納税猶予制度）について下記の通り見直しを行う。

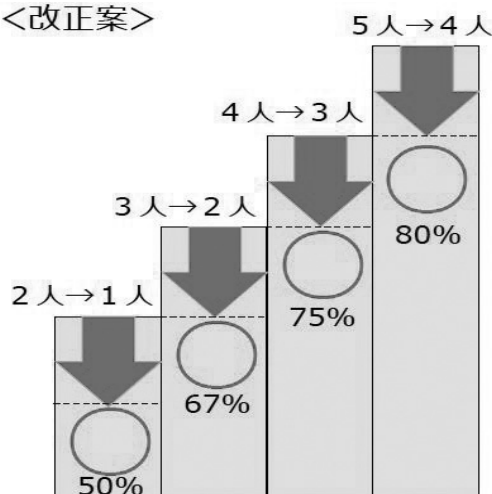
5-①人手不足を踏まえた雇用要件の見直し

雇用要件において、維持すべき従業員数（5年平均で8割）を計算する際に、端数を切り上げていたところを、切り捨てることとする。ただし、従業員1人の企業が従業員ゼロになった場合は適用できない。

<現行>



<改正案>

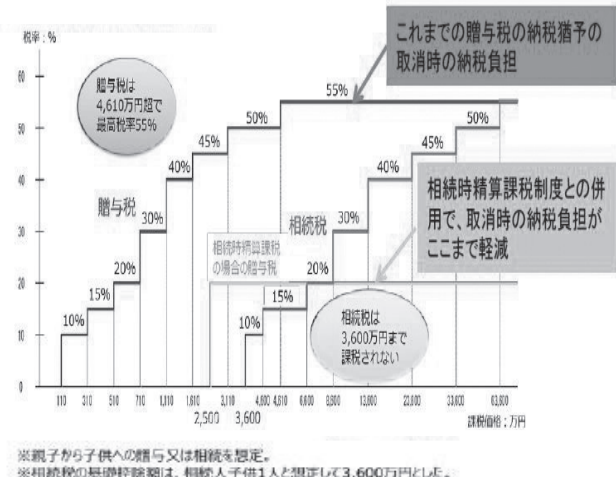


これにより、特に人手不足の影響を受けやすい従業員5人未満の企業の従業員が1人減った場合でも要件を満たすことが可能となる。

5-②早期取り組みを促すための生前贈与の税制優遇強化

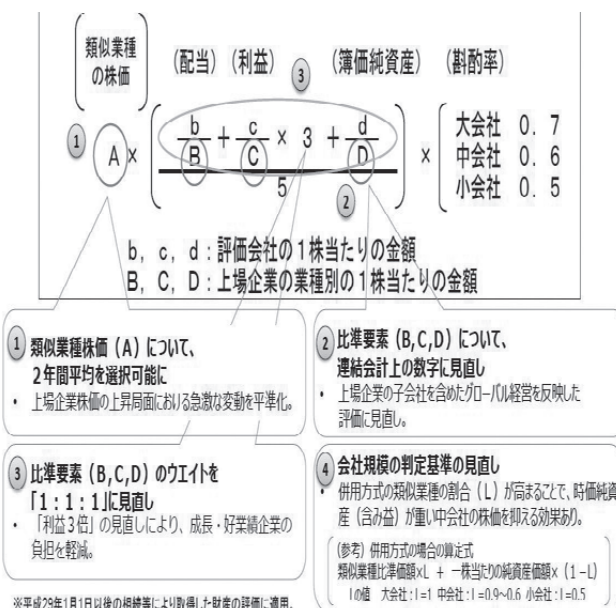
相続時精算課税制度との併用が認められるようになり、贈与税の納税猶予の取り消し時の納税負担が軽減され、相続税と同額となる。

(参考) 相続税と贈与税の税率構造



5-③ 株式の評価方式の見直し

上場会社のグローバル連結経営の進展や株価の急激な変動が、中小企業の円滑な事業承継を阻害することなく、中小企業等の実力を適切に反映した評価となるよう、類似業種比準方式を見直し。



II. その他の中小企業に係る税制

中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例

中小企業者が、30万円未満の減価償却資産を取得した場合、当該減価償却資産の合計額300万円を限度として全額損金算入（即時償却）することを認める措置。

・適用期限：平成29年度末まで

取得価額	償却方法	
30万円未満	全額損金算入 (即時償却)	合計300万円 まで
20万円未満	3年間で均等償却(注) (残存価額なし)	本則
10万円未満	全額損金算入 (即時償却)	

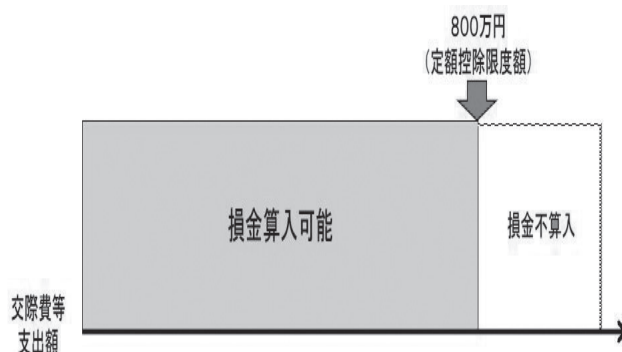
(注)20万円未満の減価償却資産であれば、3年間で毎年1/3ずつ損金算入することが可能。

中小法人の交際費課税の特例

法人が支出した交際費は、租税特別措置法により原則として損金不算入とされているが、中小法人については、特例として、定額控除限度額（800万円）までの損金算入を認める措置。

交際費等とは、交際費、接待費、機密費その他の費用。得意先、仕入れ先その他事業に関係のある者に対する、接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のための支出。

・適用期限：平成29年度末まで



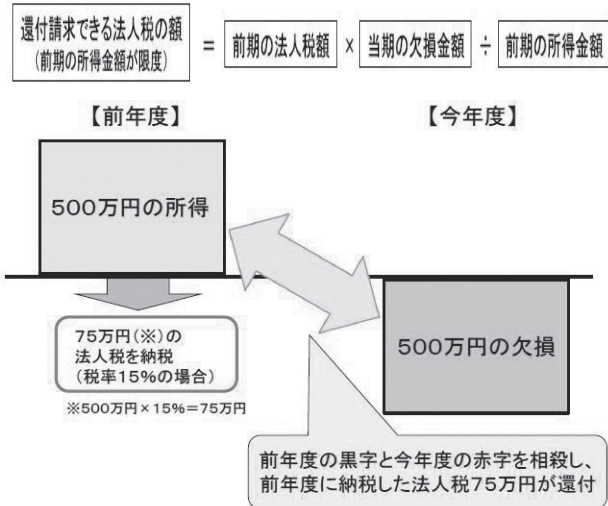
※平成26年度税制改正で創設された、交際費等のうち接待飲食費の50%までを損金に算入することができる措置についても、適用期限を平成29年度末まで延長。

欠損金の繰り戻しによる還付制度

欠損金が生じた場合、前年度に支払った法人税の繰り戻し還付を受けることができる措置。

・適用期限：平成29年度末まで

＜還付請求できる法人税額の計算式＞



Ⅲ. 事業協同組合関係の改正ポイント

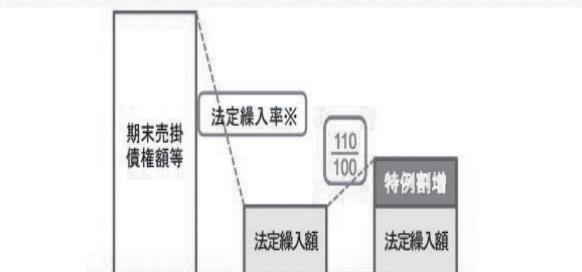
中小企業等の貸倒引当金の特例の延長

事業協同組合等の貸倒れに係るリスク担保力を確保することにより経営基盤を強化するとともに、中小企業の事業基盤の安定化及び組合の健全な取引活動を支援するための制度。

事業協同組合等が損金算入することのできる貸倒引当金の繰入限度額の割増を認める本特例措置について割増率を現行の12%から10%へ見直し、適用期限を平成30年度末まで延長する。

＜繰入限度額の計算式＞

$$\text{繰入限度額} = \text{期末の売掛債権額等} \times \text{法定繰入率} \times \text{110\% (割増特例)}$$



※法定繰入率：事業協同組合等と資本金1億円以下の中小企業については、貸倒引当金の繰入限度額の計算にあたり、貸倒実績率によらず、法定繰入率により簡易に行うことができる（期限の定めのない租税特別措置）

業種	卸・小売業	製造業	金融・保険業	割賦販売小売業	その他
繰入率	10/1000	8/1000	3/1000	13/1000	6/1000

○特例の延長による効果

貸倒引当金の繰り入れを十分に行うことによって、組合の債権者や組合員企業にまで連鎖的に波及する可能性のある損害リスクを軽減することができ、組合の健全な発展と組合員及び債権者の企業経営も継続可能となる。

事業協同組合等が取得した共同利用機械等に係る固定資産税の特例

事業協同組合等が高度化資金の貸付を受けて取得した共同利用のための一定の機械装置については、取得後3年間、課税標準税額が2分の1となる（ただし、1台または1基の取得価額が330万円以上のものを合計500万円以上取得した場合に限る）。

○税額の計算式

$$(\text{価格} \times 1/2) \times \text{税率} 1.4\%$$

全国中央会大村会長のコメント

全国中小企業団体中央会の大村功作会長は、今回の大綱について、平成28年12月8日に以下のコメントを発表した。

個人消費と設備投資に力強さを欠くなど、中小企業を取り巻く環境は依然として厳しい。そのような中で、経済の好循環を図るために、所得拡大税制を拡充して、中小企業の賃上げを図る環境が整備されたことを評価する。また、大企業との生産性格差が大きいサービス業の設備投資を後押しするべく、中小企業等経営強化法に基づく固定資産税の特例や中小企業投資促進税制の即時償却について対象設備を拡げたことについても、非常に効果的な改正である。

事業承継税制の5人未満の企業の雇用要件や取引相場の無い株式評価の見直しは、喫緊の課題となっている事業承継への確かな一助となる。組合を含む法人税の軽減税率の延長、中小企業向け研究開発税制の控除率の引き上げ、地域未来当初促進税制の創設、企業主導型保育所の施設に係る固定資産税の軽減なども含めて全体に、アベノミクスをしっかりと強化していく狙いを持った改正であると言える。

全国中央会では、今回の税制改正の周知と活用にも努め、中小企業の経営力強化に向けた支援に一層取り組んでいく。